



日野市多胎児家庭サポーター 助成事業

家事育児のサポートやアドバイスを受けるために
支払った費用に対し、その一部を助成します！

利用できる方

市内在住の多胎妊婦、または3歳未満の多胎児を養育している世帯で
市が定めたサービス提供協力者に費用を支払った方

助成内容

〈助成額〉

- プランニング1回につき 上限1,000円（1人1回限り利用可）
- 支援サービス1時間につき 上限2,700円

〈利用可能時間数〉

- 妊娠中から1歳未満 上限160時間
- 1歳以上2歳未満 上限120時間
- 2歳以上3歳未満 上限80時間



注意事項

プランニング、支援サービスで上限金額を下回る場合は**実費用を助成**します

助成を受けられるサービス提供協力者は**市と提携している者**に限ります

ベビーシッター（預かりサービス）での利用や交通費は**助成対象外**です

1回の利用のうち、**1時間未満の端数**が出た場合は**切捨て**となります

利用料金、サービス内容、訪問可能時間はサービス提供協力者により異なります

妊産婦サポート事業と併用ができません
（どちらか選択）

子どもの寝つきが悪く思うように家事が進まない

利用者



提携

日野市役所



サービス提供協力者



①申込／③支払い
②家事育児支援

④助成金申請
⑤交付決定・助成

詳しくは裏面へ

ご利用の流れ

サービス 提供協力者 選択

- ①日野市ホームページ（本事業のページ）を開く
※本紙下部の二次元コードから遷移します
- ②添付ファイル「サービス提供協力者一覧」を開く
- ③一覧の内容および各サービス提供協力者のホームページを確認し、サービス提供協力者を選択

申し込み 予約

- ①サービス提供協力者に**直接**、お申込み
**「日野市多胎児家庭サポーター助成事業」を
利用したいとお伝えください**
- ②サービス提供協力者から予約方法、手続き等
の案内を受ける



サービス 利用

- ①サービス提供協力者がご自宅に伺い、
プランニングまたは支援サービスを提供



- ②サービス提供協力者に**直接**、利用料金をお支払い

助成金 申請

- ①4か月分の利用をまとめて申請
〈申請期間〉

- 4～7月利用分：8月中に申請 → 9月末頃に支給
- 8～11月利用分：12月中に申請 → 1月末頃に支給
- 12～3月利用分：4月中に申請 → 5月末頃に支給

- 〈提出書類〉

●日野市多胎児家庭サポーター助成事業交付申請書兼請求書

※提供証明書欄はサービス提供協力者が記入します

※書式は日野市ホームページからダウンロードできます

●口座情報がわかるものの写し

●母子手帳の写し

※産前、住民基本台帳で母子関係が確認できない場合のみ必要です

- ②助成決定後、「日野市多胎児家庭サポーター助成事業
交付申請書兼請求書」に記載の口座へお振込み



日野市
ホームページ

〈提出先・お問い合わせ〉

〒191-0016 日野市神明1-13-2
子ども包括支援センターみらいく 2F
子ども部 子ども家庭支援センター 母子保健係
TEL:042-843-3663(平日8:30～17:00)

〈郵送で提出される方〉

〒191-8686 日野市神明1-12-1
子ども部 子ども家庭支援センター 母子保健係